

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月16日（金）第3154号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- |                            |            |   |
|----------------------------|------------|---|
| ○鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（※） | （学事法制課取扱い） | 1 |
| ○鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）      | （税務課取扱い）   | 4 |

## 条 例

鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第45号

## 鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第2条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。
- この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「第61条」を「第47条」に改める。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用及び提供の制限）」を付し、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第7号中「鹿児島県個人情報保護審議会」を「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を

除く。次項において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第9条中「前条第2項第3号」を「第8条第2項第3号」に改める。

第11条第2項中「以下「法定代理人」という」を「保有特定個人情報に係る場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する」に改める。

第12条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第13条第1号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第20条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第22条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第24条第1項本文中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第26条第2項並びに第27条第1項第1号及び第2号並びに第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第32条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。第4項において同じ。）」を加える。

第33条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（保有個人情報の提供先等への通知）」を付し、同条中「基づく保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加え、第2章第4節中同条の次に次の1条を加える。

第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用停止請求権）」を付し、同条第1項本文中「掲げる保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第3項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項及び第3項において」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改め、「（以下「利用停止請求」という。）」を削り、同条第3項中「利用停止請求」を「第1項の規定による利用停止の請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第34条の2 何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報（保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（次項及び第3項において「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による利用停止の請求について準用する。

第35条第1項中「利用停止請求は」を「第34条第1項又は前条第1項の規定による利用停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）は」に改め、同項第1号及び第2号中「法定代理人」を「代理人」に改め、同項第3号中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この号及び次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前条第2項の規定による利用停止請求」を「代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第36条本文中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第37条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（同条第6項に係る部分を除く。）並びに第6条第1項及び第2項並びに第8条第2項第7号の改正規定 公布の日

(2) 目次の改正規定、第2条の改正規定（同条第6項に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第8条の3に係る部分に限る。）、第20条第1項及び第32条第1項の改正規定、第33条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第34条の次に1条を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限

る。)並びに第35条第1項第3号,第36条本文及び第37条第1項の改正規定 行政手続に  
おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附  
則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第46号**

**鹿児島県税条例の一部を改正する条例**

鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の2中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。